

ニュース時事能力検定試験 準会場実施規定

準会場で検定を実施する申込責任者は、本規定を順守して厳正中立に実施してください。本規定に違反して実施した際に生じる一切の責任は、申込責任者が負うものとします。

本規定に違反した場合、当該会場の対象受検者を失格とし、準会場の登録を取り消すことがあります。

- (1) 協会事務局が定めた検定日で検定を行ってください。所定の日以外に実施した答案用紙はすべて無効とし、検定料の返金はできません。
- (2) 検定会場は、申込責任者が手配してください。1室につき1名以上の監督者が必要です。なお、監督者や、到着した検定資材(問題冊子などの送付物)の管理者は受検することができません。
- (3) 検定料は各検定回の申込締め切り日までにお支払いください。お申し込みは、検定料のご入金をもって完了となります。お支払いの期日を過ぎてもご入金がない場合、ご実施いただけない場合があります。
- (4) 協会事務局から到着した検定資材は、数や内容を確認後、「資材到着確認書」に必要事項をご記入のうえ FAX にて送信してください。確認後は、検定開始まで厳重に管理し、問題漏えい防止に万全を期してください。
- (5) 休校や学級閉鎖により検定の実施が困難になった場合は、事前に協会事務局までお問い合わせください。また、検定実施中に天災などの緊急事態が発生した場合は、検定を中断し、安全に避難誘導を行ったうえで、協会事務局までお問い合わせください。
- (6) 各級の検定時間(50分)を厳守してください。複数の級を同時刻から同室内で実施することはできますが、同一の級を異なる時間帯に分割して実施することはできません。また、受検者が同一回の検定を貴会場以外の団体でも重複して受検すると、当該受検者は失格となります。
- (7) 試験を開始してから10分以内の遅刻者は受検が認められますが、終了時刻は他の受検者と同じです。また、10分を過ぎた遅刻者は受検できませんので、欠席扱いとなります。
- (8) 途中退室は原則禁止ですが、授業や部活動などやむを得ない理由がある場合は、試験開始から30分経過後(残り時間20分を切ったあと)であれば、途中退室を許可しても構いません。試験開始から30分以内については、体調不良などのやむを得ない理由のみ途中退室を許可します。許可する場合は、その場で問題冊子と答案用紙の両方を必ず回収してください。また、再入室はできませんので、荷物をすべて持って退室させてください。
- (9) 受検者が不正行為を行った場合は注意を促し、指示に従わない場合は失格としてください。
- (10) 申し込み締め切り後の欠席者・失格者・棄権者に対する検定料の返金は、いかなる理由であっても行いません。ただし、「学校保健安全法施行規則に定められた学校感染症」「公式大会への出場」「入学試験・就職試験・外部(進学先・就職先など)の実習」「忌引」を理由とする欠席については、所定の手続きを経て、協会事務局が承認した場合に限り、検定料を返金します。詳細は協会事務局までお問い合わせください。
- (11) 検定終了後、答案用紙および「準会場実施マニュアル」に記載の返送資材は、必ず検定当日もしくは翌日中にご発送ください。は、必ず検定当日もしくは翌日中にご発送ください。ただし、土曜日に検定を実施される団体様のうち、当日または翌日中の発送が難しい場合については、翌々日の月曜日の午前中になっても構いません。宅配業者に引き渡すまでの間は、申込責任者のもと厳重に管理し、紛失などがなく十分ご注意ください。なお、連絡がなく遅れた場合、受検が無効になることがあります。また答案用紙を回収後に、答案内容に加筆修正することはできません。
- (12) 申込責任者は、検定に関する個人情報をご適正に管理してください。